

伊丹市障害者職場実習助成金交付要綱（平成19年4月
制定）

（目的）

第1条 この要綱は，民間企業等で職場実習を行う障害者に対し，予算の範囲内で伊丹市障害者職場実習助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより，職場実習への参加を促進し，円滑な就労への移行を図ることを目的とする。

（対象者及び対象日数）

第2条 助成金の交付を受けることができる者は，市内に居住する満18歳以上の者で，民間企業等における職場実習（職場実習の受け入れについて，伊丹市障害者地域生活支援センター事業実施要綱（平成19年4月制定）の規定による地域生活支援センター又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定による阪神北障害者就業・生活支援センターの就労支援を受けたものに限る。）を受けたもののうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する他市町村による介護給付費等の支給決定を受けている者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者であって，身体障害者手帳の交付を受けたもの
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者で兵庫県療育手帳制度要綱に基づき療育手帳の交付を受けたもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特

殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度であるもの

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けたもの

(6) その他市長が特に必要と認める者

2 助成金の交付対象となる実習の日数は、1年度内において14日を限度とする。

3 1日の実習時間が4時間に満たない場合は、助成金の交付対象としない。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、日額1,000円とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、職場実習終了後速やかに伊丹市障害者職場実習助成金交付申請書（様式第1号）に、当該申請者が実習を行った民間企業等が作成した職場実習実績報告書を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、速やかに助成金の交付の可否を決定し、伊丹市障害者職場実習助成金交付可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた者は、当該通知書を受けた日から20日以内に、伊丹市障害者職場実習助成金請求書（様式第3号）により市長に請求しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から20日以内に助成金を交付するものとする。

る。

(交付決定の取消し等)

第 8 条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、この要綱に基づく助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽又は不正な手続により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に開始される職場実習について適用する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 27 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 20 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。